

自己点検事項

◇ 認知症ケア加算1(A247)

(1) 当該保険医療機関内に、以下から構成される認知症ケアに係るチーム(以下「認知症ケアチーム」□  
という。)を設置している。このうち、イに掲げる看護師については、原則週16時間以上、認知症ケアチームの  
業務に従事している。 ( 適 ・ 否 )

ア 認知症患者の診療について十分な経験を有する専任の常勤医師

※ 精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は  
認知症治療に係る適切な研修を修了した医師である。

※ ここでいう適切な研修とは、国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であり、  
認知症診断について適切な知識・技術等を修得することを目的とした研修で、2日間、  
7時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。

※ 週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行って  
いる専任の非常勤医師(◆)を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と  
同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該2名以上の非常勤医師が  
認知症ケアチームの業務に従事する場合に限り、当該基準を満たしていることとみなすことが  
できる。

(◆)精神科の経験を3年以上有する医師、神経内科の経験を3年以上有する医師又は  
認知症治療に係る適切な研修を修了した医師に限る。

イ 認知症患者の看護に従事した経験を5年以上有する看護師であって、認知症看護に係る  
適切な研修を修了した専任の常勤看護師

※ 認知症看護に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

① 国又は医療関係団体等が主催する研修である。

※ 600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるものである。

② 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修  
である。

③ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。

(イ) 認知症の原因疾患・病態及び治療・ケア・予防

(ロ) 認知症に関わる保健医療福祉制度の変遷と概要

(ハ) 認知症患者に特有な倫理的課題と対応方法

(ニ) 認知症看護に必要なアセスメントと援助技術

点検に必要な  
書類等

- ・ 認知症ケアチームを構成する者の出勤簿
- ・ 看護師については、週何時間、認知症ケアチームの業務に従事しているか確認できる書類
- ・ 専任の常勤医師の経験が分かるもの又は認知症治療に係る適切な研修の研修修了証
- ・ 専任の常勤看護師の経験が分かるもの及び研修修了証

医療機関コード  
保険医療機関名

- (ホ) コミュニケーションスキル
- (ヘ) 認知症の特性を踏まえた生活・療養環境の調整方法、行動・心理  
症状(BPSD)への対応
- (ト) ケアマネジメント(各専門職・他機関との連携、社会資源の活用方法)
- (チ) 家族への支援・関係調整

④ 実習により、事例に基づくアセスメントと認知症看護関連領域に必要な看護実践を含むものである。

ウ 認知症患者等の退院調整について経験のある専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士  
※ 認知症患者又は要介護者の退院調整の経験のある者又は介護支援専門員の資格を有する者である。

※ アからウまでのほか、患者の状態に応じて、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士が参加することが望ましい。

(2) 認知症ケアチームは、以下の業務を行っている。 ( 適 ・ 否 )

ア 認知症患者のケアに係るカンファレンスが週1回程度開催されており、チームの構成員口及び当該患者の入院する病棟の看護師等、必要に応じて当該患者の診療を担う医師などが参加している。

イ チームは、週1回以上、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施口状況の把握や病棟職員への助言等を行っている。

ウ チームにより、身体的拘束の実施基準や鎮静を目的とした薬物の適正使用等の内容を盛り込んだ認知症ケアに関する手順書(マニュアル)を作成し、保険医療機関内に周知し口活用している。なお、認知症ケアの実施状況等を踏まえ、定期的に当該手順書の見直しを口行っている。

エ チームにより、認知症患者に関わる職員を対象として、認知症患者のケアに関する研修口を定期的実施している。

点検に必要な書類等

・ 専任の常勤社会福祉士又は常勤の精神保健福祉士の経験が分かるもの

点検に必要な書類等

・ 認知症患者のケアに係るカンファレンスの記録

点検に必要な書類等

・ 認知症ケアチームが、各病棟を巡回し、病棟における認知症患者に対するケアの実施状況の把握や病棟職員への助言等を行っていることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・ 認知症ケアに関する手順書(マニュアル)

点検に必要な書類等

・ 認知症患者のケアに関する研修を実施していることが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名

(3) 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等は、原則として年に1回、認知症患者のアセスメントや看護方法等について、当該チームによる研修又は院外の研修を受講している。 ( 適 ・ 否 )

※ 既に前年度又は前々年度に研修を受けた看護師等にあつてはこの限りではない。

また、原則として、全ての病棟(小児科など身体疾患を有する認知症患者が入院しない病棟及び精神病床は除く。)に、次に掲げる適切な研修又は次に掲げる院内研修を受けた看護師を1名以上配置することが望ましい。

※ 適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修である。(修了証が交付されるも☑)

イ 認知症看護に必要な専門的知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修である。

ウ 講義及び演習は、次の内容について9時間以上含むものである。

(イ) 認知症の原因疾患と病態・治療

(ロ) 入院中の認知症患者に対する看護に必要なアセスメントと援助技術

(ハ) コミュニケーション方法及び療養環境の調整方法

(ニ) 行動・心理症状(BPSD)、せん妄の予防と対応法

(ホ) 認知症に特有な倫理的課題と意思決定支援

(4) 当該保険医療機関において、当該チームが組織上明確に位置づけられている。

( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・ 認知症患者に関わる全ての病棟の看護師等が認知症患者のアセスメント等の研修を受講していることが確認できる書類

医療機関コード

保険医療機関名